

発議第 3 号

平成 25 年 3 月 8 日

庄原市議会議長 様

提出者 議会運営委員会  
委員長 垣内 秀孝

庄原市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例案の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び庄原市議会会議規則（平成 17 年庄原市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

〔提案理由〕

庄原市議会議員定数条例の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

## 庄原市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

庄原市議会議員政治倫理条例（平成 23 年庄原市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「 8 人」を「 6 人」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 17 日から施行する。